

札幌市職員の懲戒処分について

下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、保健福祉局在職中の平成24年度当時、病院書面検査の審査結果通知を行わず、また、担当していた複数の事務について、同様に事務処理等を怠っていたことも判明した。

上記の事実は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定める同法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

なお、被処分者は平成24年7月にも同様の事務処理遅延により訓告処分を受けており、その後間もなく事務処理を怠っていた。

2 処分日

平成25年9月17日

3 被処分者

建設局一般職	男性	40歳代	減給2月
(事件当時は保健福祉局一般職)			

4 管理監督者に対する措置

保健福祉局部長職	女性	40歳代	文書厳重注意
(事件当時は保健福祉局課長職)			
保健福祉局係長職	男性	50歳代	戒告